

次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金  
業務等質問(回答)書

質問日: 令和 7年 7月 2日

質問書提出者	商号又は名称※	
	所在地	
	電話	
	担当者所属・氏名	
質問内容	<p>令和7年度次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金に関する交付要綱および公募要領の記載について、以下の点につきましてご確認をお願いいたします。</p> <p>公募要領第5(2)ウ項において「連携事業者」という表記がございますが、本補助金に関する交付要綱および公募要領を通じて、この語が使用されているのは当該箇所のみと見受けられます。</p> <p>一方で、両要領には「共同企業体」という用語も使用されております。</p> <p>つきましては、以下の点についてご教示ください。</p> <p>「連携事業者」と「共同企業体」は同義として取り扱われるものでしょうか。</p> <p>仮に異なる概念である場合、「連携事業者」として分類される事業者の定義や、要件等がございましたらご教示ください。</p> <p>以上、よろしくお願いたします。</p>	

※共同企業体を形成する者である場合、構成団体の名称を全て記載すること

回答日：令和7年7月11日

回 答	<p>「連携事業者」は、特定の事業の実施に当たって協力関係を結ぶ事業者を指します。</p> <p>一方、「共同企業体」は、複数の事業者が特定の事業の実施を目的として結成する事業組織体を指します。</p> <p>「連携事業者」は、「共同企業体」に属する事業者であると御理解ください。</p>
-----	--